

○岩手県港湾整備事業特別会計条例

昭和59年3月30日条例第6号

岩手県港湾整備事業特別会計条例をここに公布する。

岩手県港湾整備事業特別会計条例

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定に基づき、港湾整備事業（埋立事業並びに荷役機械、上屋及び貯木場を使用させる事業に限る。以下同じ。）の円滑な運営とその経理の適正を図るため、岩手県港湾整備事業特別会計（以下「特別会計」という。）を設置する。

(歳入及び歳出)

第2条 この特別会計においては、事業収入、一般会計繰入金、借入金及び附属諸収入をもってその歳入とし、事業費、借入金の償還金及び利子その他の諸支出をもってその歳出とする。

(弾力条項の適用)

第3条 この特別会計においては、地方自治法第218条第4項の規定により、弾力条項を適用することができるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

(宮古港工業地区造成事業特別会計条例の廃止)

2 宮古港工業地区造成事業特別会計条例（昭和44年岩手県条例第13号）は、廃止する。

(経過措置)

3 宮古港工業地区造成事業特別会計の昭和58年度分の収入、支出及び決算に関しては、なお従前の例による。

4 宮古港工業地区造成事業特別会計の昭和58年度の出納閉鎖の際同会計に属する現金は、この特別会計に帰属するものとする。

5 この条例の施行の日前の一般会計に係る債権及び債務で港湾整備事業に係るもの並びに宮古港工業地区造成事業特別会計に係る債権及び債務は、この特別会計がそれぞれ承

継するものとする。